

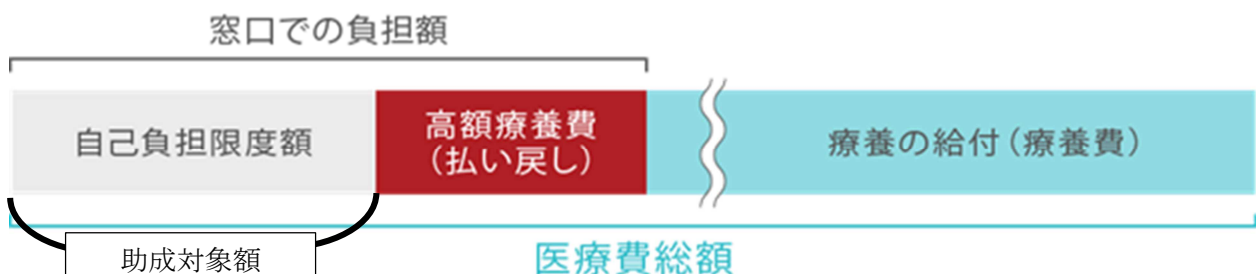
## 津山市生殖医療支援事業助成金を申請予定の方へ

津山市生殖医療支援事業助成金制度は、実際に支払われた額に対し受診証明書に基づいた上限額等を計算し助成を行う制度ですが、医療保険各法の規定による高額療養費の支給がある場合は、実際に支払われた額から高額療養費を差し引いた額を助成金額の対象としています。そのため、「高額療養費の有・無」の確認を行っています。

高額療養費は、医療保険各法にて被保険者の所得区分により、自己負担限度額が決まっています。治療前のご加入保険者からの「限度額認定証」発行有無により、手続きが異なりますので、以下【参考】をご覧ください。

### 【参考】高額療養費(医療保険各法による自己負担限度額)について

1. 健康保険証に記載の保険者(※)に限度額適用認定証の交付申請をし、事前に限度額適用認定証を病院の窓口で提示することで、病院での支払額(1ヶ月分)が自己負担限度額までの支払いとなります。  
→「津山市生殖医療支援事業助成金」申請時に限度額適用認定証をご提示下さい
2. 限度額適用認定証をお持ちでなく、病院の窓口での支払額が被保険者の自己負担限度額を越えていた場合は、その差額を高額療養費として保険者(※)から後日払い戻しがあります。  
→「津山市生殖医療支援事業助成金」申請時に
  - ①払い戻しが既にあった場合…その金額を窓口にお伝えください。
  - ②払い戻し等がない場合で、所得区分をご存じの場合  
…所得区分を窓口にお伝えをください。
  - ③払い戻し等がなく、所得区分をご存じでない場合  
…提出して頂いた領収書を確認する中で自己負担限度額を超える可能性がある場合、保険者からの高額療養費支給の有無や金額、あるいは高額療養費の所得区分をお聞きするためご連絡させていただく場合があります。



※医療保険各法による保険者(協会けんぽ、国民健康保険、共済組合等)

高額療養費について、詳しくは健康保険証に記載の保険者にお問い合わせしてください。

⇒裏面に続きます(所得区分等の一覧を掲載しております)

◆自己負担限度額(月額)

区分	1ヶ月の自己負担限度額
ア	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%
イ	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%
ウ	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%
エ	57,600円
オ	35,400円

◆所得区分

所得区分 (※)	1ヶ月の自己負担限度額
ア (年収約 1,160万円~の方)	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%
イ (年収約 770~約 1,160万円の方)	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%
ウ (年収約 370~約 770万円の方)	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%
エ (~年収約 370万円の方)	57,600円
オ (住民税非課税の方)	35,400円

※年収は目安になります。正確な区分は、加入されている保険者にご確認ください。

問い合わせ先 津山市子ども保健部健康増進課 TEL 0868-32-2069

R6.4 健康増進課作成